

県民意見整理台帳

「神奈川県地域防災計画修正素案」に関する県民意見及び県民意見に対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和5年7月24日（月曜日）～令和5年8月22日（火曜日）

○ 意見募集の結果

意見提出件数 10件

意見提出者数 3人

○ 意見内容及び意見の反映状況

・ 意見内容の概要

区 分	件数
1 全般に関する意見	0件
2 災害に強いまちづくりに関する意見	5件
3 災害時応急活動事前対策の充実に関する意見	2件
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見	3件
合 計	10件

・ 意見の反映状況

区 分	件数
A 計画に反映させたもの	1件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	2件
C 今後の取組において参考にするもの	7件
D 計画に反映できないもの	0件
E その他（質問など）	0件
合 計	10件

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
1	2	計画的に実施されている道路、橋りょうの点検について、県や県内市町村が管理している施設については、点検自体も100%終了していない。措置についても点検が終了しているものも100%終了していない。地域防災計画にその課題認識の記述が書かれていない。インフラの重要性を考慮すれば課題に記述すべきではないか。	C	県では、道路施設を適正に維持、管理していくため、施設の点検を5年ごとに行い、劣化が進む前に小規模な修繕を繰り返すことで施設の長寿命化を図っています。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	2	2021年度末時点で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕状況が着手率入れても76%であり、主な事業としてしっかりいつまでに終了させるのか記述すべきと考える。	C	県では、道路施設を適正に維持、管理していくため、施設の点検を5年ごとに行い、劣化が進む前に小規模な修繕を繰り返すことで施設の長寿命化を図っています。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	2	県は、技術的支援を進めるとしているが、県全体の安全な県土を作っていくためには市町村が積極的に耐震化事業を進めるべきであり、県も技術的支援に限らず、市町村が事業を積極的に実施するように方策をとるべきである。	B	県では、市町村が積極的に耐震化事業を実施できるよう、現場見学会の開催や国交付金等を活用するための国との調整などの支援を行っていますが、引き続き、市町村の意向を伺いながら、事業化に向けた支援を行っていきます。
4	4	応急仮設住宅及び住宅の応急修理について、事前対策の章では「応急仮設住宅供給マニュアル」と「住宅の応急修理マニュアル」の記述があるものの、応急活動対策の章では記載がなかった。県が関係機関と協議しながら策定しているマニュアルの位置づけを、この節でもしておくべきではないか。	A	ご意見を踏まえ、応急活動対策の章についても、マニュアルに基づくことが分かるよう、追記しました。
5	4	他の事例として、首都直下地震が発生した場合には、八方向作戦と称した、優先して啓開活動を行うルートを事前に計画しており、48時間以内に完了することを目標とする取組がある。県も同様をしっかりとした計画を立て示すべきではないか。	C	県では、国や高速道路会社等と協力して、大規模災害時に救助活動人員等の輸送を担う緊急輸送道路について、道路啓開の優先順位を調整することとしています。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
6	2	無電柱化は、平時の安全で快適な通行空間に資するだけでなく、災害時の安全な避難経路および緊急車両の通行空間の確保につながり、災害被害の低減や復旧復興の迅速化にも寄与しますので無電柱化の推進に賛同します。	B	県では神奈川県無電柱化推進計画に基づき、防災の観点から災害拠点施設周辺で無電柱化を一層推進することとしています。
7	3	「様々な災害における危険について理解し、正しい備えと適切な行動を身に着ける」ための「防災教育の充実」に賛同いたします。取組として、文部科学省や都道府県教育委員会の後援を得て、地域防災力の向上を目的として、防災関連施設・設備や危険な場所・安全な場所を見てマップにまとめる「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」を実施している。防災教育では、幼少期からの教育が必要であり、マップの作成にあたっては、子ども目線で大人には気づきにくい街を改善する提案もあることから、自治体への要望提言にも結び付けていきたいと考えている。このようなプログラムを参考に、実践的な防災教育の推進や地域コミュニティの醸成に役立てていただきたい。	C	頂いたご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	3	中小企業を中心とした事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施については、企業向け「損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保」など継続した支援取組みによる防災活動の推進をお願いしたい。	C	県では、BCPの作成を検討している中小企業に対し、中小企業診断士などの専門家を派遣して、BCP作成の支援を行っています。また、県の制度融資として、「BCP策定支援融資」のメニューを設けて、BCPの策定やBCPに基づく対策を行う中小企業を支援しています。今後も中小企業の事業継続に資する事業を推進してまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
9	4	<p>「地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度」である地震保険や風水害に備える保険は県民の自助としての備えに必要不可欠です。</p> <p>地震保険の火災保険に対する付帯率、火災保険の水害保証付帯率はともに全国平均を下回っており、普及促進をより実効性のあるものにするため、茨城県、長野県、新潟県と同様、県と関係団体が相互に連帯して普及啓発事業を行う等を目的とした協議会を設立して、災害時の生活再建のため、普及強化の検討をお願いしたい。</p>	C	<p>公的保険制度である地震保険について、大規模地震への備えとして県HPに掲載し普及促進に努めています。制度の更なる普及のため、いただいた意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
10	2	<p>「富士山火山避難基本計画の改定や溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順」だけではなく、広域的な行政機関として、溶岩流をせき止めるようなダム建設などを検討していただきたい。</p>	C	<p>富士山の火山噴火に伴い発生する溶岩流等の土砂災害に対して、国土交通省、山梨県、静岡県が主体となり、ハード対策、ソフト対策を取りまとめた「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定しています。よって、頂いたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>